

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百六十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表に第11部として次のように加える。

品	第11部 注	追 射 名	補 薬 規	格	単	位	薬	価
								円
	(え)							
		エダラボン点滴静注30mg「HK」				30mg20mL 1管		5,091